

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年7月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400044号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400017号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成13年5月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年5月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、20万円から26万円とする。

平成13年5月から同年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成13年5月から同年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年3月27日から平成14年10月1日まで
請求期間について、A社の標準報酬月額は基本給のみで、各種手当が含まれていない。給与明細と通帳の写しを提出するので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成13年5月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における標準報酬月額は20万円と記録されているが、請求者から提出された「労働賃金内訳明細」及び「労働賃金及び出勤表内訳明細」(以下、併せて「賃金明細」という。)並びに通帳の写しにより、報酬月額に見合う標準報酬月額(平成13年5月及び同年6月は28万円、平成13年7月は44万円、平成13年8月及び同年9月は28万円)及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(26万円)は、いずれもオンライン記録

の標準報酬月額を超えていることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成13年5月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金明細において確認できる厚生年金保険料控除額から26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成13年5月1日から同年10月1日までの期間について、請求内容どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間のうち、平成13年3月27日から同年5月1日までの期間及び平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間について、請求者は、平成13年6月21日から平成14年9月30日までの期間の給与振込が確認できる通帳の写しを提出しているが、平成13年3月分から同年5月分まで及び平成13年11月分から平成14年10月分までの期間の賃金明細を保管しておらず、事業主も当該期間の賃金台帳等を保管していない旨回答している上、複数の同僚が賃金明細を保管していない旨陳述又は回答していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できない。

このほか、平成13年3月27日から同年5月1日までの期間及び平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成13年3月27日から同年5月1日までの期間及び平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。